

◎新潟県告示第359号

新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成7年1月新潟県告示第96号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本<u>1部</u>とする。</p> <p>(資格審査申請の種類等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 定期申請は、平成20年及びこれを初年とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の<u>別に定める期間</u>に行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(参加資格の承継)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> | <p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本<u>2部</u>とする。<u>ただし、新潟県に主たる営業所を有する者（以下「県内業者」という。）以外の者（以下「県外業者」という。）にあつては、正本1部、副本1部とする。</u></p> <p>(資格審査の申請期間等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 定期申請は、平成20年及びこれを初年とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の<u>11月1日から12月28日までの間</u>に行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(参加資格の承継)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部、<u>副本1部</u>とする。<u>ただし、県外業者にあつては、正本1部とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第12条 <u>第3条、第8条、第9条又は第10条の規定により県内業者が提出する書類は、その主たる営業所の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。</u></p> <p>第13条 (略)</p> |